



印西教学第470号

令和3年7月26日

印西市学校適正配置審議会 様

印西市教育委員会



第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針について（諮問）

印西市学校適正配置審議会設置条例（平成27年条例第5号）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針について

### 2 諮問理由

#### （1）趣旨

「印西市学校適正規模・適正配置基本方針」（以下「基本方針」という。）は平成28年10月の策定から、令和3年度に5年目を迎えており、基本方針策定当時の学校数は小学校が21校、中学校が9校ありましたが、基本方針に基づく学校適正配置の取り組みにより、令和3年度では小学校が18校、中学校が9校の計27校となっています。

この間、国においては学校教育法の一部改正により小中一貫教育を目的とした義務教育学校が平成28年度から制度化され、また、小学校の学級編制の標準について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、令和3年度から令和7年度にかけて、第2学年から第6学年まで35人に段階的に引き下げられることとなりました。

また、本市においては、学校施設の長期利用を図るため、印西市公共施

設等総合管理計画（平成28年度）等に関連した印西市学校施設長寿命化計画（令和2年度）を策定し、改修や建替えの考え方、コストの平準化などを示したところです。

このように、基本方針策定時から現在に至るまで、学校を取り巻く環境が大きく変化している中で、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図るためには、基本方針の抜本的な見直し等を行い、新たに第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針を策定し、対応していく必要があると考えます。

## （2）審議事項

第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針について、審議をお願いします。